

平成26年度 第1回焼津市青少年問題協議会 会議録

- 1 開催日時 平成26年6月25日(水) 午前10時から午前11時45分
- 2 開催場所 焼津市役所 本館603号室
- 3 出席者 (会長) 中野弘道市長

(委員) 24名

石田昭夫、深田百合子、鎌田真人、山梨隆夫、岩田一美、山内道弘、勝谷紀美子、穂山彌生、平田厚、北堀哲也、高田路久、赤塚顕宏、高木茂紀、曾根俊治、岸端政之、寺田好秀、四之宮則子、柏昭史、長井式子、清水誠一、北川荘一、徳田稔、西谷昭吾、富山洋子

(幹事) 7名

船木隆弘、飯塚健夫、海野真彦、松村剛、青野覚朗、飯塚善久、渋谷和身

(事務局) 7名

橋ヶ谷昌広(生涯学習部長)、八木勝義(社会教育課長)、日下部充(青少年教育相談センター主任主査)、紅林和則(青少年教育相談センター相談員)、加茂謙二(学校教育課指導主事)、山本桂(社会教育課青少年担当係長) 小長谷祐介(社会教育課青少年担当主任主事)

- 4 欠席者 (委員) (幹事) なし

5 次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状伝達
- (3) 会長あいさつ
- (4) 会議録署名人指名
- (5) 議事

【報告事項】平成25年度の取り組みについて

- (1) 焼津署管内の青少年の状況
- (2) 青少年健全育成の取り組み
- (3) 街頭補導の状況、教育相談の状況
- (4) 小学校の状況、中学校の状況
- (5) 高等学校の状況

【協議事項】平成26年度の活動について

- (1) 青少年にとって安心・安全な環境づくり
 - ① 子ども見守り隊の活動
 - ② 補導活動
- (2) 情報モラルの指導・啓発

6 内容

【会長あいさつ】

中野会長あいさつ

【会議録署名人の氏名】

平田厚委員、赤塚顕宏委員を指名

【議事】

報告事項

○中野会長

報告事項「平成25年度の取り組みについて」を議題とします。
初めに焼津警察署管内の状況について説明をお願いします。

平成25年度の取り組みについて

(1)焼津署管内の青少年の状況

○船木幹事

最初に、少年犯罪も含めた、焼津市・焼津警察署管内の犯罪発生状況について報告します。

昨年中に焼津警察署管内で発生した犯罪発生件数は1264件で、前年と比較して33件増加してしまいました。

その中で、一番多く増えているのは窃盗犯で、前年比で36件の増加となっています。増加の要因としては、一番に考えられるのが、自転車や車、住宅等への施錠率の悪さではないかと思っております。

空き巣等の住宅を対象とした犯罪被害のうち、鍵を掛けていない状態で被害に遭っているのは、おおむね5割から7割、自転車に至っては約9割に達しています。

是非、皆さまも、それぞれの団体に戻った際には、ちょっとした注意を忘れずに、鍵を掛ける習慣をつけるように、言っていただきたいと思います。

あと、皆さまのお手元の資料に、「交番別、町名別の犯罪発生状況」があると思いますが、これは、参考に見ていただければと思います。

ご自分の住居や勤務地では、犯罪が多いのか少ないのか、参考としていただければ幸いです。

次に、本題であります、少年非行・補導の状況についてご説明致します。

資料をご覧ください。

先に説明しますが、少年の検挙・補導とありますが、この補導は14歳未満の少年を捕まえた際に、14歳未満は刑事責任を問えない触法少年となるため、検挙ではなく補導という措置になるため、このような表記になっております。

したがって、たばこを吸ったり深夜徘徊をしたりして、警察や補導員等に注意される「補導」とは別のものとご理解願います。

昨年の少年の検挙等は、県下では減っておりますが、焼津市では若干増加しております。

資料下の表のとおり、やはり窃盗犯が増加していることがわかります。

昨年の少年事件の取り扱いを見ますと、連続で発生した部品等事件、これは車両のエンブレムを盗むものでありますが、かなり発生しました。

また、暴行・傷害等の粗暴犯も増加しており、学校における対教師暴力なんかも発生しました。

今、紹介したのは、昨年起きた少年犯罪の一例ではありますが、その他の少年犯罪を見ても、詳しいデータは持ってきておりませんが、少年犯罪が低年齢化し、かつ、複雑化しているように思えます。

以上、焼津市の少年問題について説明しましたが、少年問題を扱うにあたり、是非、その家庭についても、関心を持っていただきたいと思います。

私は焼津署に来て2年目になりますが、焼津市内の非行少年の家庭が、崩壊してしまっているという事案が散見されました。

家庭の問題は、警察、行政、民間、自治会、住民が一体となって取り組んで行かなければ、解決はできません。

最後になりますが、少年は、非行に走った場合や、性犯罪被害、その他諸々の事象にぶつかった場合、大人の手助けが必ず必要でありますので、是非、多角的な少年問題対策について検討していただければと思っております。

以上で管内の少年の状況についての説明を終わります。

○中野会長

続きまして、平成25年度の青少年健全育成の取り組み、街頭補導の実施状況、教育相談の実績について事務局より説明をお願いします。

平成25年度の取り組みについて

(2) 青少年健全育成の取り組み

○山本社会教育課青少年担当係長

それでは、報告事項、平成25年度の青少年健全育成の取り組みについて、ご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。

まず、6月25日、第1回青少年問題協議会を開催しました。次に、6月27日、青少年健全育成市民会議を開催し、事業計画等につきましては、承認をいただき、事業を実施しました。

7月1日～8月31日の2ヶ月間、「夏に青少年をまもり育てる運動」を実施しました。期間内、大井川庁舎に懸垂幕を掲揚したほか、7月1日にイオン焼津店、ピアゴ大覚寺店、大井川地区のザ・コンボの3か所において「青少年非行防止街頭キャンペーン」を行い、7月26日に市内10地区で、夏季少年補導、立入調査を実施しました。9月8日～12月7日にかけて、明るい街づくり推進事業として、市内13地区で、「明るい街づくり市民大会」が開催されました。参加者は5,021名でした。10月26日、焼津市青少年健全育成市民会議と焼津市子ども・若者支援地域協議会と合同で、「若年就労困難者と伴走型支援について研修」を行いました。講師にNPO法人、青少年就労支援ネットワーク静岡理事長の津富宏氏をお招きし、ご講話をいただきました。40名が参加しています。11月14日、焼津市青少年健全育成市民会議の研修会を実施し、NPO法人イーランチより「青少年を取り巻く有害情報環境対策講座」について講義を受け36名が参加しました。12月20日、冬季少年補導を市内10地区で実施しました。また、環境浄化活動につきまして有害情報の氾濫や深夜営業の店など、青少年を取り巻く環境が大きく変化するため社会環境実態調査を実施しました。2月14日、第2回焼津市青少年問題協議会を開催し、平成26年度の活動方針についてご協議をいただきました。最後になりましたが、通年活動として、街頭補導、青少年教育相談を実施しております。街頭補導及び教育相談業務の実施状況については、青少年教育相談センターからの説明となります。

平成25年度の取り組みについて

(3) 街頭補導、教育相談の状況

○日下部青少年教育相談センター主任主査

街頭補導につきましては焼津市青少年教育相談センター補導員として、各小学校区より、自治会・子ども会・PTA・小中高校よりそれぞれ推薦をいただき、平成25年度、164人の方に平成25・26年度の2か年任期で補導員を委嘱しました。

街頭補導には、地区補導活動と一斉補導活動があり、地区補導活動は、市内10小

学校地区で1地区16人、大井川地区は20人の補導員により実施されます。1班4人編成で、毎月4回、火曜日に実施が1地区・金曜日に実施が9地区の、10地区内の夜間巡回補導を実施しています。補導の時間帯は19時から21時までとしています。補導内容は、声掛けによるもので、中・高校生を中心とした青少年への早期帰宅や無灯火自転車への指導を主に行っています。また、一斉補導は、補導員・警察官・警察協働員・市職員が合同で、夏と冬に県下一斉で2回実施しております。

平成25年度の補導実績につきましては3ページ、資料2になります。補導活動回数は424回、参加数は1,373人、補導者数は752人で各項目、前年と比べて増加しています。夜間補導ですので雨天の時は中止としております。6月、7月は雨天日で中止するケースがありました。また、補導は必ず複数で行うことが原則ですので、人員が集まらないケースも見受けられました。補導員といえども、みなさん仕事をお持ちですので都合のつかない場合も考えられます。声掛けを中心にして補導員さんは活発に活動してくれたものと思います。補導活動においての大きな問題行動はないですが、今後とも地区内における地道な補導活動、声かけを継続していくことが大切だと思っています。

環境浄化活動については、有害情報の氾濫や深夜営業の店など、青少年を取り巻く環境が大きく変化するなかで、年1回の実態調査をしています。昨年12月の冬季一斉補導時に確認したところによりますと、書店12店舗・コンビニエンスストア55店舗・玩具店3店舗・カラオケボックス3店舗・ゲームセンター6店舗・レンタルビデオ店7店舗・インターネットカフェ2店舗・携帯電話販売店14店舗となっています。平成24年度より、調査に携帯電話販売店が追加されました。平成24年末の調査と比較しますとコンビニが6店舗・レンタルビデオ店が1店舗増、カラオケボックス2店舗・ゲームセンター1店舗が減となっています。これらについても立入調査を行い、適正な陳列や青少年に販売できないものについてのお願いを行っています。また、通常の補導活動でもコンビニ・カラオケボックスなど立寄ることを行っています。

○紅林青少年教育相談センター相談員

資料3ページをご覧ください。平成25年度の教育相談の実績をもとに、相談状況について報告させていただきます。

まず、相談回数や相談方法について報告します。相談センターでは、相談を電話、面接、メールによる相談の3つの方法で受け付けています。図1・2をご覧ください。相談受理件数は、平成24年551回、平成25年は628回で、前年度比12%、77回の増加となりました。相談方法の割合は、電話231回、面接142回、メール255回で、メールによる相談が最も多くなっています。メール相談の増加は、青少年の間でのメールのやり取りが一般的になっていること、直接話すよりツイッター感覚で気楽に自分の気持ちを訴える事が出来ることなどが原因としてあげられます。ただし、平成22年度以降メール相談が増加傾向にあった中で、昨年度は回数としては最も多くなっているものの、その割合は前年の58%から40%に低下し、回数も67回減とかなり減少しています。メール相談の割合が低下した反面、電話による相談が67回増、面接による相談が77回増と、数年前に戻ったような傾向が特徴的であります。その内容は小・中学生の保護者からの「いじめ・不登校」に関わる相談の増加があげられます。

次に、図3の問題別の状況についてですが、受理した相談回数は「性格情緒」が372回と最も多数を占めています。その内の約40%が相談センターと毎日のように

メールのやり取りをしている「19歳無職女性」からのものです。昨年高校を卒業したものの職には就けず、体が不調である事を理由に気持ちが不安定になり次の一步を踏み出せないでいます。また、成人女性（電話）と成人男性（面接）からの相談が約30%を占めています。いずれも職に就けず家に閉じこもりがちな状態です。次に「いじめ」73回（昨年31回）、不登校102回（昨年32回）と、いずれも昨年の倍以上に増加しています。特に、7月から10月に急増しています。しかし、11月以降、繰り返しの相談対応、学校や他機関との連携がスムーズにいき、「いじめ」の解消、及び「不登校」については、適応指導教室への通級も含め、学校復帰を果たしています。「いじめ」については、悪質なものではなく、人間関係のトラブルや友達関係がうまく築けない等の要因が根底にあります。項目としては「いじめ」に分類してありますが、「不登校」「人間関係」あるいは「性格情緒」の項目に入れた方がよいと思われる事例も多くみられます。

次に、図4の相談者別の状況です。相談者は本人が多数を占めていますが、その8割以上がメールによる特定の相談者からのものです。また、母親からの相談が昨年の46回に対して、116回とかなり増加しています。これは「不登校・いじめ」に関わる数人の母親からの継続相談が多いためです。また関連して学校関係機関との相談が昨年より増加しています。

図5の対象者の学・職別の状況ですが、無職少年の242回は問題別状況で記載した「19歳無職女性」のメールによる相談がほとんどです。また、小・中学生の計226回の内約8割は前述した「不登校・いじめ」に関する相談です。

図6の相談者実数についてですが、「不登校」の相談件数102件に対して、相談者は20人、「いじめ」は73件に対して10人です。「不登校」は4～5回、「いじめ」は7回以上のやりとりがあったことがわかります。「性格情緒」については、372件に対して相談者は10人です。平均すれば、一人当たり約37回という事になります。

相談状況のまとめとして、今年度の最も大きな特徴は、「いじめ」「不登校」に関わる相談が昨年度に比べ、大幅に増加したことです。ただし、相談者実数は、相談回数的大幅増に比べれば、さほど多くなった訳ではありません。これは、特に母親からの繰り返しの継続相談が多かったということです。その相談の背景には、母親の不安定な精神状態があると思われます。電話で時間をかけて話を聞くことで、徐々に落ち着いてくるというケースも少なくありません。話の中で学級担任や学校への不満を口にすることもあり、このような保護者に対しては、より丁寧な対応が求められます。

また、相談対象の子供達の中には発達障害が疑われるケースも多くなっています。実際に自閉症の診断を受けている子供の相談もありますが、こだわりが強かったり、コミュニケーションがうまくとれない、友達関係がうまく築けないなど、これらの子供達や親への対応の難しさを感じています。相談対象者のうち、無職少年、成人の相談回数が多くなっていますが、職に就けない、あるいは引きこもり等、いわゆる「ニート」の存在が見逃せません。ケースによっては、ハローワークや「静岡地域若者サポートステーション」を紹介した事例もありましたが、今後とも関係機関とのネットワークの形成が不可避であると思われます。

相談センターといたしましては、保護者等の相談の窓口となってはいますが、その対応については、学校はもちろんの事、他機関との連携が重要となっています。

以上で、25年度の「相談状況の報告」とさせていただきます。

○中野会長

以上、事務局の説明が終わりました。引き続き小中学校、高等学校の現状について、ご説明をお願いします。

平成25年度の取り組みについて

(4) 小学校の状況

○曾根委員

焼津市内の13小学校は、どの学校も新たな目標を抱いて平成26年度を出発しました。子供たちに「生きる力」を育むため、確実な力を身に付けるため、毎時間の授業を大切にしています。

焼津市校長会では、目指す授業の姿を次の2点としています。

「子供が自ら活動・追究したり、友だちと話し合ったりして、主体的に学ぶ姿が見られる授業」であり、「つけたい力を明確にし、本時のねらいに迫る授業」です。

このような授業が実現するためには、教職員の「聞く力・話す力」の向上が必要になります。温かく心を込めて受け止めること、優しく大切なことを伝えることこそ、子供理解の基本であり、子供たちが登校してから下校するまでの直接的な関わりに努力をしているからこそ、安定した状況の中で教育活動が進められています。

さて、授業づくりに向けて精進する中、本年度の気になる小学生の状況を報告します。なお、志太地区校長会でまとめた平成25年度「志太地区児童状況等調査」から見えてくることも合わせて報告させていただきます。

1 不登校児童

不登校による欠席が30日以上の子供は、平成20年度63人を最高に年々減少し、平成24年度は24人となりましたが、昨年度は31人と増加しました。不登校児童の心には、集団生活での人間関係づくりが難しかったり、学習や活動に対して順応できなかったり、さらに、保護者など周りの大きな期待に自信が持てなかったりするなど様々な理由があります。

また、入学や進級の様々な不安による情緒的混乱を持っている子供が多く占めていることから、希望が持てる支援体制を整えていかなければなりません。そのためにも、学級担任はもちろん全ての教職員が、そして、市より派遣していただいている心の教室相談員、特別支援教育支援員、小1サポーターなどが共通して、子供の思いを丁寧に受容すること、まずは無条件に受け止めることを第一として関わっています。

なお、本年度に入り5月31日までの不登校児童は8人で、昨年度の同じ時期と同じ人数です。

また、15日以上欠席や不登校を理由として報告されている不登校予備軍の子供は16人から11人へ、保健室などへ登校している子供は4人です。昨年度と比較して若干少なくなっていますが、関係機関とのつながりができていない子供もいますので、この不登校予備軍となる子供一人一人への積極的かつ専門的な関わりが必要になります。ケース検討会議などによる学校体制での対応や、保護者や関係諸機関とのつながりを持つことなど、今ある組織がしっかり機能できるよう見直し整えています。

2 問題行動

各校からの報告で常に危惧しているのが、窃盗の中の万引きです。平成24年度の24件45人から平成25年度は30件59人と増加しています。本年度に入ってから報告はありませんが、家庭から数万円単位の多額の金銭の数回持ち出し、遊んだり友達や上級生に振舞ったりする3年生の問題行動が発覚しています。これまで万引きが発覚しその指導を行う中、はじめは親の財布など家からの持ち出しが数回続けることができるのと罪悪感が薄れ、自己の欲求が店舗での窃盗（万引き）につながっていくことから心配になります。

また、低学年からの繰り返しも大変多く、発覚した時には広域化、常習化、物欲への執着、物でつながり合う人間関係などの問題も根深いものがあります。とにかく発覚しているのは、氷山の一角であると捉えなければなりません。

学校の集団生活においては、自分の物と人の物、みんなで使う物などの区別をしっかりと持たせることが大切になります。自分の物に氏名を、学校の物には所属名を記入することの指導を繰り返しています。

同じように、友達や学校の物を使う時に「貸してください」と理由を言って借り、使い終わったら「ありがとうございました」とお礼を言って返すという、社会の基本が身に付く指導も繰り返しています。

さらに、「万引き」の言葉は、子供にも保護者にも軽く受け取られる傾向があることから、「窃盗」の犯罪に直結する強い言葉による指導や注意が必要になります。

そして、早期発見、共通指導体制を構築するためにも、学校、保護者、店舗などの地域が一体となった取組が必要になります。ただ、店舗の防犯カメラの映像資料から学校に該当児童の判断を求められ、誤った断定と指導により児童と保護者に不安と不信を与えてしまったこともありました。人権に関わる間違った判断をしないためにも、映像での断定は学校は行わないこと、店舗が警察へ被害届の資料として扱ってもらうことを確認しています。

3 いじめ

平成25年度にいじめの認知件数が全小学校から26件と前年度とほぼ同じです。

この内23件の解消を含め、継続して児童の様子を把握すると共に、解消するまでの指導を図っています。認知件数が極端に増えたり減ったりしないことは、教職員の人権意識の高まりや丁寧な児童理解から早期発見と対応、「静岡県いじめ対応マニュアル」の活用が図られている結果であると捉えています。

いじめの背景には、人間関係づくりの希薄さ、自分の思いの伝え方や受け取り方の未熟さが指摘されています。表面的には学校生活に適應しているように見られる児童にも、程度の差はあれ見られることであり、加害にも被害にも起こり得るということを前提に対応をしています。

学校は集団生活の場であり、温かな人間関係づくりを構築するためには、児童たちの状況を常に把握すること、児童の悩みや不安やトラブルと一緒に考え解決に向かうこと、児童自らが解決するための手立てに向けて支援することなど、その内容に合わせた取組が求められています。

昨年度「いじめ防止対策推進法」が成立し、問題を社会全体で対処することになりました。学校では、「いじめ防止基本方針」と「年間計画」を作成し、組織で対応するための体制づくりや未然防止を含む早期発見、継続支援の在り方を明確にしました。このことで、教職員の児童理解力を高めること、児童から現状を把握するために定期的に調査をすること、児童や保護者が相談しやすい環境をつくること、保護

者との連携を密にした協力体制を整えること、解決したことも引き続き注意を払うことが大切であり、それぞれの学校で丁寧な取組が進められているところです。

4 命を守る

何をおいても学校は、安心して安全な場所でなければなりません。安心と安全があるからこそ充実した学びにつながることから、その教育環境づくりに最大限の努力をしています。

その中で、交通事故の発生と不審者や変質者の出没が心配になります。

(1) 交通事故の発生

本年度はこれまで、7件の事故がありました。時間帯は学校からの帰宅後6件、登下校時1件、交通手段は徒歩3件、自転車4件、そして、原因は飛び出し5件、確認不足1件であり被害の1件も含め、「いつもの道だから大丈夫」「車が止まってくれる」「自分は大丈夫」という、自分本位な行動が事故の発生につながっています。幸い命を失うような大きな事故ではありませんでしたが、一歩間違えればどうなっていたかという事故内容です。

このことから、信号が青であっても、横断歩道を渡るにしても、「必ず止まる」「自分の目で安全を確かめる」「自分の姿を運転手に見せる」ことの指導を継続すると共に、自転車に乗る時はヘルメットを着用するなど交通ルールの徹底を図っています。

なお、昨年度、関係機関による通学路の安全確認をしていただいたことは、交通安全リーダーの6年生へ、子供会安全指導部や地域の見守り隊などへ、安全に対する積極的姿勢と、地道な継続指導の必要性を再確認することができました。

(2) 不審者・変質者の出没

小学生が不審者や変質者から被害を受けた事犯が、これまでに7件も発生しています。「付きまとい、声掛け」に加え、小学校2年女児への「抱きつき」があり、心身に大きな傷害を受けています。

欲望を満たすだけの卑劣な行為に対して、「地域の子供は地域で守る」に向けた危機管理体制の見直しや見守りによる人のつながりが急務になります。

さらに、事犯解決の有無の連絡が無いため、不安を持った子供や保護者があることもこれからの課題としていかなければならないと考えます。

以上になりますが、私たち教職員は、授業や活動を通して子供一人一人に確実な力を身に付ける努力をしていきますので、関係諸機関の皆様との連携を密にした取組を今後ともよろしくお願いします。

平成25年度の取り組みについて

(4) 中学校の状況

○高木委員

平成25年度の市内の中学生の状況をお伝えします。

不登校（不登校による欠席が年間30日以上）の生徒は、25年度は93人と、24年度の92人に比べてほぼ同数となっています。

学年別に見ると、1年生が14人、2年生が34人、3年生が45人で、学年が上がるごとに多かったことがわかります。タイプ別では、「不安などの情緒的な混乱」が最も多く、「無気力」や「あそび・非行」「他の生徒との関係」等がそれに続き、例年と同様の傾向になっています。

このような不登校生徒に対して、各学校では、家庭との連絡に加えて、保健室や相談室の活用、心の教室相談員やスクールカウンセラーとの連携、さらに適応指導教室

や家庭児童相談室、医療機関等の外部機関との連携など様々な方法で改善に努めています。その結果、次第に学校に足が向いて登校できるようになった生徒が多数います。25年度中学校では、適応指導教室に通っていた生徒のうち8名が学校復帰することができました。また、これらの生徒も含め、不登校あるいは不登校傾向の生徒のうちの13名が学校復帰することができました。

しかし、逆に関係機関とのつながりがなく、改善の兆しが全く見られない生徒がいることも事実です。これらの場合、保護者と連絡がとれなかったり、家庭訪問をしても本人と会えなかったりするケースが多くなっています。改善に向けては、いかに学校と家庭の連携を図れるか、いかに親や本人に働きかけていけるかが大切であると考えます。

問題行動については、平成25年度の報告件数は419件で、24年度の428件に比べてわずかに減少しました。しかし、23年度が152件だったことから、24年度に大幅に増え、25年も依然として多い状況が続いたとすることができます。

報告の内容からは、24年度と同様に、同じ生徒が問題行動を繰り返している傾向が見られます。また、市外も含めた他の学校の生徒とLINE等で連絡を取ってネットワークをつくり、複数の生徒が広域的に行動するケースも見られました。

項目別では、器物破損や対教師暴力、授業放棄・妨害などの粗暴行為、喫煙の増加が目立ちました。また、24年度よりは減少しましたが、家出や深夜徘徊を繰り返す生徒も見られました。

これらの状況の改善には、生徒本人への指導と同時に、家庭・保護者と連携を取り、共通理解や同一歩調の上で本人の指導に当たることが大切です。学校はこのような姿勢を基本として対応していますが、なかなか理解を得られない家庭が多いことも現実です。さらに、夜間の保護者不在や親子の不和、虐待やネグレクトなどの養育問題等が加わり、深刻な事態に至っているケースもあります。これらは、短期間では、また学校の力だけではなかなか改善できるものではありません。そこで、各学校では、焼津警察署生活安全課、警察署スクールサポーター、家庭児童相談室、中央児童相談所などの外部機関と連携しながら、改善に努めています。

次にいじめについてです。焼津市は今までもいじめに対してていねいな取り組みをしてきました。特にここ2年は、他県のいじめ問題を受け、今まで以上に小さいいじめについても調査、報告がなされてきました。また、単にいじめの早期発見というだけでなく、未然防止や早期対応・早期解消にも力を入れてきました。このような状況下、25年度はいじめ認知件数は48件で、24年度の71件から大きく減少しました。これについては、いじめに対する一連の指導や対応が少しずつ効果を上げてきたものと受け止めています。特に、道徳や学級活動での心に訴える指導による未然防止や、発見後のていねいな指導による再発防止の効果が高まってきたと考えています。また、いじめの解消についても、48件中47件が解消されており、高い解消率となっています。これからも今まで同様、各校できめ細かな対応がされていくことが大切であると考えています。

いじめの態様については、「冷やかす・からかい・悪口」「叩かれる・蹴られる」「いやなこと、危険なことをされる」等が多くなっています。

また、いじめの態様として最近増えてきたものに、「パソコンや携帯による誹謗・中傷」があります。また問題行動の項目としても「携帯・ネットトラブル」が増加し

ています。そして、「スマートフォンの普及やLINE等の利用」がそれに拍車をかけています。各学校では、問題が起きた際に、該当生徒に対する指導やケアを行っていますが、多数の生徒に情報が流れるだけに、対応に苦慮しています。情報を確認するだけでも大変な労力です。この問題については、未然防止に向けて情報モラルの高揚が図られるなど、社会全体の取り組みが必要と考えています。

さて、平成26年度が始まって3ヶ月が経とうとしています。5月末までの報告では、25年度の同時期に比べて、いじめの認知件数は11件から11件と変わりませんが、不登校は29件から20件、問題行動は70件から59件と、いずれも減少しています。これらのことから、26年度は、25年度に比べて、落ち着いたスタートが切れたと行うことができると思います。これらの状況について調べると、不登校においては、進級を機会に適応指導教室への通級等から復帰した生徒が多かったこと、問題行動においては、昨年度問題行動を起こした生徒達が、警察やスクールサポーター等の外部機関の指導をきっかけに、落ち着いた生活を取り戻した等の状況が見られます。

このように、外部機関と連携を図ることは、生徒の状況を少しでもより良いものにしていくために大変有効であることがわかります。26年度も、外部機関と積極的に連携を図ることを方針の柱の一つとして、生徒指導を推進していきたいと考えています。

以上で、中学生の状況について報告を終わります。

平成25年度の取り組みについて

(5) 高等学校の状況

○赤塚委員

高等学校ですが、市内には、公立3校、私立1校がございます。高等学校では、地域社会に貢献することができる生徒を育むことを指導目標に教育活動に取り組んでおります。生活面では、特に、生徒自らが基本的な生活習慣、学校や社会におけるルールやマナーについて考え、行動できることを目指しております。

そのために、生徒会活動あるいは委員会活動の活性化を促し、生活委員会等による挨拶運動、登校指導、交通安全委員会による街頭指導等を行っておりますが、遅刻者の減少、制服の着こなし、身だしなみ等、全体的には、改善の方向に向かっているとっております。

問題行動に関しては、県教育委員会で整理した数値を元に報告させていただきますが、非行等の総件数は、ここ10年の期間で見た時に減少傾向にあります。平成22年度に若干増加しましたが23年度からは再び減少してきております。生徒総数から見た平成25年度の非行率は2.7%という数値で表され、過去10年間の中で最小値であります。非行と申し上げましたが学校が把握した問題行動は、警察の統計とは異なりますが、一番多いのが「無断欠席・校則違反」が全体の約44%、次いで「喫煙」が約15%、以下割合は少なくなりますが「テスト等における不正行為」「窃盗」「暴力・殴打」等であります。全体として減少傾向にあるものの引き続き「ゼロ」を目指し、規範意識を高める指導を継続していきたいと考えております。

自転車の交通指導も指導の重点項目となっております。自転車交通事故及び自転車交通指導カード交付件数については、25年度は前年度と比べて減少しており、学校、地域、警察が連携した取組の成果として受け止めておりますが、最終目標である「交通事故ゼロ」を目指し、継続して取り組んでいるところであります。学校の

取り組みとしては、教員、PTA、生徒の委員会等による街頭指導の実施、交通安全教室の開催、警察の方からの講話、自転車通学危険箇所マップの掲示、自転車点検、学年別の時差通学等の実施、全校集会時における講話等による指導を行っております。また、地域の方から自転車のマナーについてご指摘を受けた場合には、その都度クラス担任を通して指導を行っております。

その他に問題行動の未然防止という観点から、薬学講座を開催しております。また、携帯電話やスマートフォンによるネットワークの拡大に伴い、高校生の不用意な行動が、いじめや人権侵害、営業妨害等の深刻な事態を招く事例が報道されておりますが、全校集会等において、インターネット利用におけるマナーの向上やトラブルの防止について、指導しております。なお、携帯電話等の学校への持ち込みについては、ほとんどの学校が条件を設けており、校外での使用のみ認める学校が半数弱であるほか、学校敷地内であっても、使用時間の制限、保管場所の指定を設けている学校が多数であります。

以上、申し上げた他に、不審者情報の速やかな伝達と注意喚起による被害未然防止に取り組んでおります。

今年度も4月以降3か月が過ぎようとしておりますが、市内各高校とも大きな問題行動はなく、落ち着いた教育活動が行われていることをお知らせし、報告とさせていただきます。

○中野会長

これまでの報告等に関して、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

【質疑】

○山内委員

各委員より貴重なご報告をいただきましたが、文章として協議会で配布できないか。

○事務局（山本）

会議録をホームページに掲載します。ご確認ください。

○深田委員

市内で居場所のない子ども達が増え、青少年検挙が多くなっていると思われま。どのような場所での検挙が多いのか聞きたい。

○船木幹事

具体的な個々の青少年検挙の場所については集計していません。大店舗での万引き、自転車盗難が多いのは事実です。他にアパートでの自転車盗難が多くなっています。

○深田委員

最近、家庭崩壊の傾向にある、子どもの居場所が心配である。各小・中学校の状況はどうか。

○曾根委員

小学生の場合、子どもはよく外で遊んでいますが、大店舗・自宅等で親子でゲームに夢中になってしまい、宿題もやらない子どもが多くいます。学校でも困っています。

○高木委員

中学校では、小学生と比べると外での遊び方は違ってきます。子ども達は公園等で

情報交換しています。その後の行動が問題であり、良い方向であればいいが、悪い方向に行かないか、学校側としても心配ではあります。

○深田委員

最近、教育相談センターに決まった方からの相談も多いと聞きましたが、LINE等でのいじめ問題もあり、子ども達の居場所である公園と同じような疑似体験ができる、学校、地域での居場所づくり、児童館などが必要と考えますが、どのように考えますか。

○事務局（紅林）

最近、相談が増えているものは不登校、いじめ問題は多いですが、人間関係がうまくできない子どもの相談が増えています。子どもの居場所であれば、学校での放課後児童クラブのような場所ではないかと思えます。

○柏委員

市内の公園はボール遊びする場所も少ない。学校、地域での居場所づくりは大切である。青少年問題協議会委員が根本的に、このようないじめ問題等を解決する気持ちがあるのか、報告だけの協議会では困る。このような問題はかぎりなくゼロにしない。委員1人1人が真剣に考えてもらいたい。

○中野会長

各委員は、報告だけしているのではないです。協議会にて情報を共有し、各団体のポジションに戻り、キャンペーン等活動をしていきます。それぞれが活動してきたことについては各委員達を評価していただきたい。貴重な意見として受けさせていただきます。

○中野会長

それでは、報告事項「平成25年度の取り組みについて」は、ご承認いただくことでよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○中野会長

次に協議事項「平成26年度の活動について」を議題といたします。青少年にとって安心・安全な環境づくり、情報モラルの指導・啓発について事務局から説明をお願いします。

【議事】

協議事項

平成26年度の活動について

(1) 青少年にとって安心・安全な環境づくり（補導活動）

○日下部青少年教育相談センター主任主査

昨年度2月に開催しました、平成25年度第2回焼津市青少年問題協議会におきまして、平成26年度の青少年健全育成活動方針をご承認いただきました。ご承認いただきました方針は、家庭・地域・学校・関係行政機関が相互に連携・協力しながら次代を担う青少年を心身とも健全に育めるよう、委員、委員が所属する団体及び事務局などにおいて、青少年を取り巻く状況を把握し、指導、育成、保護及び矯正に関して互いに連絡調整し情報交換をしながら青少年の健全育成を推進していくというものであります。

今回、協議事項となっております、平成26年度の活動につきましては、お手元の

資料 6～7 ページをご覧ください。事務局が行う活動ほか、青少年問題協議会の開催、当協議会の委員、幹事の皆さまと諸団体と連携して行う「夏に青少年をまもり育てる運動」街頭キャンペーンなどの活動を計画しております。以降、次第にあります補導活動、情報モラルの指導及び啓発など資料をもとに順を追って説明させていただきます。

街頭補導につきましては、青少年の非行の芽を摘むものとして、声掛けを中心とした活動を本年度も継続して各地域で行います。特に小中学校周辺や公園などを巡回経路にして補導声掛け活動を展開するものです。補導活動は、県下一斉夏季少年補導を 7 月 25 日（金曜日）の 19 時から 21 時を予定しています。これには、各地区全補導員・焼津署警察官・焼津警察署少年ボランティア連絡会・焼津警察署地域安全協議会・市職員（社会教育課・各公民館長）が参加します。併せて、県条例に基づく立入り調査を、コンビニ・カラオケボックス・書店などの青少年を取り巻く環境整備に関して、状況などを経営者や店員などより聴取します。同じく、12 月ですが県内一斉冬季少年補導を実施します。

「夏に青少年をまもり育てる運動」街頭キャンペーンについては、既に皆様には通知をお願いしているものですが、青少年の非行・被害防止を図るため、国・県では、毎年 7 月を「青少年の非行・被害防止強調月間」と定めており、焼津市においても、「夏に青少年をまもり育てる運動」としてしています。そこで関係機関・団体の参加協力を得ながら、集中的に実施する活動として、街頭キャンペーンを実施いたします。実施日は、7 月 1 日火曜日の午後 5 時 30 分から午後 6 時 30 分までの約 1 時間で、会場はイオン焼津店・ピアゴ大覚寺店及びグランリバー大井川店で実施します。各店舗の出入り口周辺で行います。内容は、強調月間のチラシ及びキャンペーングッズを配布し、広く市民に広報するものです。主催は焼津市青少年問題協議会、焼津市及び焼津市教育委員会です。9 ページ、資料 6 にも参加者名簿を掲載いたしましたのでよろしくをお願いいたします。なお、駐車場は各施設へお願いすることとなりますが、なるべく出入り口付近を避けていただきますようお願いいたします。集合は各地区、午後 5 時 15 分をお願いいたします。各店舗とも出入り口が複数ございますので、イオンにつきましては正面玄関付近・ピアゴにつきましては甲賀病院寄りの入り口・グランリバーはメガネのパーリーミキ側の出入り口付近にお集まりください。

平成 26 年度の活動について

(2) 情報モラルの指導及び啓発

○ 日下部青少年教育相談センター主任主査

保護者等への情報モラル啓発活動の推進について、10 ページ、資料 7 にも概要を掲載いたしましたが、県社会教育課が主催する事業で、実施窓口として、青少年健全育成市民会議がおこなうこととなるものです。平成 26 年度は「大人のためのネット安全・安心講座」として、県社会教育課の委託事業で受託団体 NPO 法人イーランチさんが実施します。子ども・若者を取り巻く有害情報環境にかかる問題の深刻化や複雑化を踏まえ、学校及び家庭で子どもを指導する立場にある教職員や保護者を対象に、子ども・若者を取り巻くインターネット環境やネットトラブル事例の最新情報とトラブル未然防止策等の実践方法に関する講座となっています。

日時は平成 26 年 11 月 19 日（水）の午後 7:00～8:30 で、会場は小川公民館会議室を予定しています。青少年を取り巻く有害環境対策の視点から、情報モラルの必要性や危険性を認識することにより、青少年を加害者・被害者から守ることができるものと考え実施するものです。

平成26年度の活動について

(3) 青少年にとって安心・安全な環境づくり（子ども見守り隊の活動）

○加茂学校教育課指導主事

教育委員会 学校教育課 指導主事の加茂謙二と申します。

私から、子ども見守り隊の活動について説明させていただきます。

資料の 11 ページに小学校区の、12 ページに中学校区の、本年度の見守り隊の活動状況がありますので、御覧ください。

各校区の見守り隊の多くは平成 17 年度に設置され、各校区の環境や地域の団体組織など、その地域の実態に応じて活動を行っています。したがって、PTA 組織を中心としたところがあれば、自治会、安全推進委員、民生児童委員等、地域住民の皆さんを中心としたところもありますが、いずれもボランティアということでお力をお借りしており、現在では、2500 名以上の方々にご協力いただいております。

このため、設置された平成 17 年度以降、学校から教育委員会に報告のあった不審者情報は、年度によって多少の増減はあったものの、全体的には減少傾向にあります。この成果に至ったのも、見守り隊のみなさんの御陰と本当にありがたく思っております。

しかしながら、平成 25 年度は 39 件と前年度より 12 件増加しました。発生時間帯としましては、平成 24 年度と同様に、下校時の不審者情報が最も多く、全体の約 70% を占めています。さらに詳しく発生時間帯を見ますと、午後 5 時以降の情報が、平成 24 年度の約 4 倍となっており、下校時に加え、塾や習い事の行き帰りに被害に遭うケースが増加しており、その対応が難しくなっております。また、内容につきましても、悪質になっており、暴力的なものを含め、直接的なものが平成 24 年度の 3 倍となっております。残念ながら骨折をしたり、精神的にも大きなショックを受けたりした児童生徒が出てしまいました。

このような状況から、市内各校では、下校時に日没時刻を意識することやできるだけ複数で帰宅すること等の指導をしております。また、帰宅後の安全については、友達と遊ぶための行き帰りや、習い事の行き帰りの安全確保について、子どもたちにも帰宅時刻を意識させることや、危険予知や自己防衛の方法についての指導をすすめています。さらに、教職員で下校時の学区内の巡視等を行うと共に、警察や地域安全推進委員会、見守り隊の方々にも御協力いただいているところです。

その結果、本年度 5 月 31 日までの状況といたしましては、平成 24 年度の 10 件に対し、4 件と半減しております。教育委員会では、「多くの人の目が行き届くことが、子どもたちを巻き込む犯罪の抑止につながる」という考え方に基づいて、今後も、PTA 組織や、自治会、地域住民の皆さんに協力をお願いして、地域ぐるみの学校安全体制を整備に努めると共に、子ども見守り隊をさらに育成・充実するため、研修会や情報交換会を開催してまいります。

次の 13 ページ資料 10 を御覧ください。これは、4 月 24 日に学校教育課が開催した研修会の概要です。平成 24 年度をもって、スクールガードリーダー事業が終了したこともあり、学校と子ども見守り隊のさらなる連携が求められています。

そこで、この研修会でも、各小中学校の教頭先生や、安全指導の責任者と各校区の見守り隊の代表者の皆さんで、情報交換や話し合いを行いました。本年度は、通学路の不審者対策、交通安全対策、校区の危険箇所の確認、津波等の災害対策の 4 つ視点から、現状と課題についての情報交換をしました。特に、各校の具体的な取組や小中及び見守り隊の方々との連携について話し合われ、「学校と地域が今まで以上に連携した取組をしていくこと」について共通理解できた研修会となりました。

なお、各学校においても、見守り隊のみなさんと子どもたちが交流する会を計画して、子どもの安全に対する意識を高める工夫をすすめています。

今後も、教育委員会として各校区の子ども見守り隊のさらなる充実が図れるように支援を行っていきたいと考えております。

平成26年度の活動について

(4) 情報モラル教育について

○加茂学校教育課指導主事

引き続き小・中学校における情報モラルの指導・啓発について説明させていただきます。13 ページの資料 11 をご覧ください。

本年度も、市内のすべての小・中学校で「情報モラルに関する指導」を行っています。平成 24 年度には、市内情報担当の教員で検討し、情報モラル教育カリキュラム焼津市版を作成しました。このカリキュラムに基づき、小中 9 年間を見通した系統性のある指導をしていきたいと考えています。そのために、資料の例にあるとおり、現在既に行っている授業内容が、どのように情報教育と関連しているのか例示し、つながりを意識して授業に臨むようにしています。

次に指導の内容ですが、小学校では、NPO 法人の力を借りたり、文科省・青少年局作成の有害情報意識啓発 DVD をはじめとする各種資料を活用したりしながら、インターネットや携帯電話の正しい使い方やネット社会のマナー等を計画的に指導しています。

また、中学校では、NPO 法人や警察等関係機関の協力をいただいたり、文科省や静岡県作成の資料を活用したりしながら、有害サイトの危険性、ネット社会のマナー、HP・プロフ・ソーシャルネットワーキングサービスでの情報発信、フィルタリングシステムの活用、被害にあった場合の対処など具体的な事例に基づいた指導を行っています。

また、保護者に協力を求めることも非常に大切ですので、小学校でも中学校でも、PTA 組織と連携しながら、各種のたよりや懇談会、面談、PTA 研修会等の機会を通じて保護者への啓発を行っています。さらに、NPO 法人の力を借りて保護者向けの講演会等を実施している学校もあります。

その他に、小学校 6 年生対象の中学校入学説明会では、全児童およびその保護者が出席する機会を利用して、焼津警察署や志太・榛原地区少年サポートセンターの職員による新中学生応援講座「非行・被害防止すくすくスクラム」の中で情報モラルに関わる講話を実施していただいています。

焼津市教育委員会でも、この「情報モラルに関する指導」については、生徒指導の重点的な取組の一つの柱として、本年度も市内全ての小・中学校で、具体的な指導を進めているところです。このために、資料にある情報教育をすすめる教職員の力量向上のために研修会を実施するとともに、情報モラル教育カリキュラム焼津市版の活用状況を把握し、改善に努めてまいります。

○中野会長

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

【質疑】

○深田委員

資料 8 の 11 ページ、学校における子ども見守り隊の各学校ごとの数に差がある。どうしてなのか。

○事務局（加茂）

各学校ごと設置されています。人数差はあります。

○深田委員

子ども見守り隊の一覧表は、学校には配布しているのか。

○事務局（加茂）

この会議のために子ども見守り隊の一覧表を作成しています。各学校はこの一覧表の内容は把握しています。

○平田委員

社会教育委員の立場として、地域の中で、どのように、いじめ問題や青少年問題等を解決していくのか、家庭崩壊があるならば、小さな地域の中で対応していくことが望まれているのではないかと考えます。

○中野会長

貴重な意見として受けとめておきます。

○中野会長

協議事項、平成26年度の活動については、原案のとおりお認めいただくことでよろしいでしょうか。

（各委員異議なしの声）

○中野会長

今年度はこのような内容で事業を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で議事全てが終了いたしました。

【閉会】